

プロフェッションと語用論—語用論はいかに「場」の行動を分析するか

はじめに

高原 脩

従来、言語理論では、コンテクストが言語にどのように影響するか、ということについては十分に扱われてこなかった。それはコンテクストという概念が体系的に特徴づけるにはあまりにも雑然としており、規定の仕方が難しく、曖昧かつ異なった意味で用いられることが多かったためである。しかし、W. Labov (1969) によってコンテクストの分析に変異規則 (variable rules) が導入され、さらに言語とコンテクストの関係を分析する語用論研究が著しい進展をみせた結果、コンテクストが言語事象の様々な面に関与するという事実が明らかとなった。そしてこの概念の扱いが再考され、その重要性が認識されるにおよび、場面論についての関心が近年高まりをみせている (Duranti & Goodwin (eds.) 1992)。会話や談話の意味もコンテクストや社会的場面に依存してはじめて十分に理解することが可能となる。従って、コンテクストは人間同士のかかわりを考慮しない静態的なものではなく、人々の社会集団内で行われる相互行為の一部である動態的な概念としてとらえる必要がある。語用論や談話分析、そして社会言語学を含む言語科学の理論的基盤が拡大した結果、人々は特徴的な談話環境である諸制度や広範囲なプロフェッションに見られるコミュニケーションの諸問題にアプローチできるようになり、その問題解決に向け重要な役割を果たしてくるようになった。これに伴い、諸制度の研究とそこに見られる問題を実践的に解決する方法として制度的トークの研究が今日次第に脚光を浴びつつある。近年、Georgetown University Round Table on Languages and Linguistics (GURT) 2000: Linguistics, Languages and the Professions (2000) や香港市立大学での Research and Practice in Professional Discourse (2000) などの国際会議や多くの関連テーマの研究書 (*Language at Work* (1996), *Cognition and Communication at Work* (1996), *Genre and Institutions* (1997), *The Construction of Professional Discourse* (1997), *Language at Work* (1998), *Discourse in Professional Contexts* (1999), *Talk, Work and Institutional Order* (1999) など) の出版に見られるように、この研究は、語用論の重要な研究領域の一つとして次第に成果を挙げてきている。

このような状況に鑑み、本シンポジウムでは、言語学、コミュニケーション障害学、法社会学の各領域の事象において「場面」がどのように扱われているかについて、3人の講師からいくつかの問題が提起された。

国広講師は、(認知) 場面と視点 (同一文中での切り替え、移動、二重視点など) がいかに言語表現に反映するかについて、話者の心理的視点の違いによる日英語の心理、感情動詞の用法、フランス語や日本語古語「けり」の解釈、日英語の未来完了アスペクトなどを興味深い具体例に基づき解説した。また、語の基本的意義では、その結びつきが密である場面の情報が重要であることなど、言語表現の使用やその意味解釈について今後の研究の方向性を示唆する興味深い発表であった。

大井講師は、臨床研究を通して得た体験から、重度の知的障害を持つ子供と知的に正常な自閉症の子供の知能・言語・コミュニケーションを対比することで、子供との会話、伝え合いのあり方、言語システムとの関連について再考した。そして話し手の意図の明示、話し手・聞き手間の役割の割付け、関係の原則から見た発話と解釈にかかわる会話エピソードについて検討した。この分野は語用論の中で未開拓の領域として位置づけられてきただけに、本発表はこの領域における語用論的研究の先駆的役割を果たすものとし意義深く、更なる研究の進展が期待される。

櫻村講師は、興味深い具体的相談事例に基づき、発話交換システムと捉える視角から、法律相談場面の会話分析を通じて、「(法) 制度性」について解明した。まず、その制度を構成するトークがいかに分析されるかにつき、workplace communication 研究の中心的枠組みの一つであるエスノメソドロジーに依拠した「会話分析」の方法 (日常的行為の実践 (practices of everyday life) の構造を観察・記述するアプローチ) について説明した。その後、トークには、自他の権利や義務、能力や資格など、行動準則的要素を形成したり、評価したりするものとみなされることが多いことを指摘した。最後に、法律相談の制度的特徴を要約し、その制度が会話のプロセスにどのように影響し、実践的意義を持つかを力説した。

このように、国広講師はlexical (cognitive・pragmatic) semantics の立場から、大井講師と櫻村講師は会話分析の手法により、当該場面でのメッセージの送り手と受け手との理解や解釈という共通の特性について、語用論的視点からの見解を示しつつ、その実践的な意義と問題解決の可能性を提言した。